

かしましじょうれいだい ごう
鹿島市条例第12号

かしまししゅわげんご りかいおよ ふきゅうそくしん かん じょうれい
鹿島市手話言語の理解及び普及促進に関する条例

れきし ぶんか はいけい はってん しゅわ て ゆび かお ひょうじょう
歴史や文化を背景に発展してきた手話は、手や指、顔の表情、
からだ うご もち どくじ げんごたいけい ゆう しゃ じゅう いし
体の動きなどを用いる独自の言語体系を有し、ろう者が自由に意思を
ひょうげん じょうほう う と じぶん い たいせつ げんご
表現し、情報を受け取り、自分らしく生きるための大切な言語であ
る。しかし、かこ どくしん はつおんくんれん ちゅうしん こうわほう いし
過去には読唇と発音訓練を中心とする口話法による意思
そつう お すす しゅわ しょう せいげん じだい
疎通が推し進められ、手話の使用が制限された時代もある。
くに へいせい ねん ひじゅん しょうがいしゃ けんり かん じょうやく
わが国が平成26年に批准した障害者の権利に関する条約にお
いてしゅわ おんせいげんご どうとう げんご こくさいてき めいかく
て手話が音声言語と同等の言語であることが国際的に明確にされて
いるが、しゅわげんご たい りかい じゅうぶん すす じょうきょう
手話言語に対する理解は十分には進んでいない状況にあ
る。しゃ けんり ほご しゃかいさんかく すいしん しゅわげんご
ろう者の権利を保護し、社会参画を推進するためには、手話言語に
たい にんち こうじょう ひつよう しゅわげんご ふきゅう そくしん
対する認知を向上させる必要があり、手話言語の普及を促進する
とりくみ か
取組が欠かせない。

しみんだれ しゅわ まな しゅわ りかい しゅわ みずか いしそつう せんたく
市民誰もが手話を学び、手話を理解し、手話を自らの意思疎通の選択
し ひろ かんきょう せいび ちょうかくしょう
肢として広げることができる環境を整備し、もって、聴覚障がい

うむ にかかわらず、^{しゅわ つう すべ}手話を通して^{しみん}全ての市民が^{こころ かよわせ}心を通わせ、^{すみ}みんなが住み

やすく^{えがお}笑顔あふれる^{ちいききょうせいしゃかい}地域共生社会の^{じつげん めざ}実現を目指し、この^{じょうれい}条例を^{せいてい}制定する。

^{もくてき}
(目的)

^{だい じょう}第1条 この^{じょうれい}条例は、^{しゅわげんご ふきゅう}手話言語の^{しゅわ げんご}普及（^{ひと}手話が言語の一つであること

について^{ひろ りかい ふかめ}広く理解を深め、^{しゅわ ふきゅう}手話を普及することをいう。以下同じ。）に

^{かん}関し、^{きほんりねん}基本理念、^し市の^{せきむおよ}責務及び^し市が^{じっし}実施する^{しさく}施策の^{すいしんほうしん}推進方針を^{さだ}定める

ことにより、^{たが たす あ}お互いを助け合い、^{だれ あんしん}誰もが安心して^く暮らせる^{ちいききょうせい}地域共生

^{しゃかい じつげん}社会を実現することを^{もくてき}目的とする。

^{きほんりねん}
(基本理念)

^{だい じょう}第2条 ^{しゅわげんご ふきゅう}手話言語の普及は、^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{じこう}事項を^{きほんりねん}基本理念として^{おこな}行われなければならない。

(1) ^{しゅわ どのじ げんごたいけい ゆう}手話が独自の言語体系を有し、^{しや}ろう者（^{おんせいげんご}音声言語を^{かくとく}獲得する^{まえ}前

に^{しっちょう}失聴し、^{しゅわ だいいちげんご}手話を第一言語とする^{もの}者をいう。次号において^{じこう}同じ。）

が^{にちじょうせいかつおよ}日常生活及び^{しゃかいせいかつ}社会生活を^{いとな}営むために^う受け継いできた^{ぶんかてき}文化的

^{しょさん}遺産であるということが^{にんしき}認識されるべきであること。

(2) ^{ちょうかく しょう}聴覚に^{もの}障がいがある者（^{しや ふく}ろう者を含む。次号において^{じこう}同じ。）

^{いしそつう}の意思疎通において、^{しゅわ}手話、^{ようやくひっき}要約筆記、^{ひつだん}筆談その他^{たおと}音によらない^{いし}意思

そつう ほうほう い か しゅわとう にちじょうせいかつ いとな うえ
疎通の方法（以下「手話等」という。）は、日常生活を営む上

じゅうよう で重要であるということが認識されるべきであること。

(3) ちょうかく しょう がいがある者及びそれ以外の者が相互の違いを理解

し、じんかくおよ こせい たが さんちょう
し、人格及び個性を互いに尊重されるものであること。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょうおよ しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りょうなら
第3条 市は、前条及び障害者による情報の取得及び利用並

いしそつう かか しさく すいしん かん ほうりつ れいわ ねんほうりつだい
びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50

ごう だい じょう きてい きほんりねん もと しゅわげんご りかいおよ ふきゅう
号）第3条に規定する基本理念に基づき、手話言語の理解及び普及

そくしん にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ ひじょうじ ふく
を促進し、日常生活及び社会生活（非常時を含む。）において

しゅわとう そうご いしそつう はか かんきょうせいび かん
手話等による相互の意思疎通を図ることができる環境整備のため、関

れんしさく すいしん せきむ ゆう
連施策を推進する責務を有する。

し しさく すいしんほうしん
(市の施策の推進方針)

だい じょう し しみんおよ しないじぎょうしゃ きょうりよく もと かんけい
第4条 市は、市民及び市内事業者への協力を求めつつ、関係

きかんおよ だんたい れんけい はか しゅわげんご ふきゅう し つぎ しさく
機関及び団体と連携を図り、手話言語の普及に資する次の施策を

すいしん
推進するものとする。

(1) しゅわげんご ふきゅう こうほう
手話言語の普及のための広報

(2) しゅわ まな きかい かくほ
手話を学ぶ機会の確保

(3) 手話を用いた情報発信

(4) 手話通訳者の確保及び養成

(5) 前各号に掲げるもののほかこの条例の目的の達成に資すると

認められる施策

2 市は、前項に規定する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、第1項に規定する施策の推進に当たっては、当事者及び関係者の意見を聴き、その進捗について検証し、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

ふ そく
附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。